

国海安第 21 号の 2  
平成 17 年 4 月 28 日

(社) 日本船舶品質管理協会  
常務理事 武山 誠一 殿

国土交通省海事局安全基準課長  
石田 育男

船舶設備規程等の一部改正について

標記について、下記省令及び告示が平成 17 年 4 月 27 日付けで公布されたので、その概要及び関係資料を送付します。つきましては、関係各位に周知方よろしく申し上げます。

記

- 1 . 船舶設備規程等の一部を改正する省令(平成 17 年国土交通省令第五十三号)
- 2 . 船橋からの視界及び船橋に設ける窓の要件を定める告示及び航海用具の基準を定める告示の一部を改正する告示(平成 17 年国土交通省告示第四百九十九号)

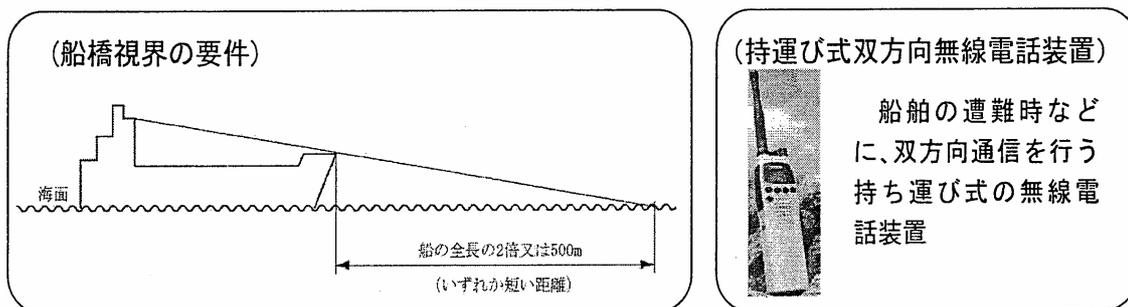
# 船舶設備規程等の一部改正について

平成 17 年 4 月  
海事局安全基準課

## 1. 条約改正の背景

IMO(国際海事機関)の MSC(海上安全委員会)において、SOLAS 条約(海上人命安全条約)附属書第 5 章で規定されている、船橋における視界の要件(以下「視界要件」という。)を満たさなければならないとされる船舶(以下「対象船舶」という。)の基準及び同附属書第 3 章の持運び式双方向無線電話装置(以下「双方向無線電話」という。)の性能要件が改正され、平成 15 年 6 月に採択された。

同附属書第 5 章の改正は、船舶を建造する場合において、対象船舶に該当する否かが、船舶の基本設計段階ではなく建造間近になって確定することから、建造間近に視界要件への不適合が判明するという問題を解消するためのものであり、また、同附属書第 3 章の改正は、ノルウェー沿岸での衝突事故発生後の退船において、所持していた双方向無線電話のクリップが外れ海中に落下した事例に対処するためのものである。



## 2. 省令改正の概要

条約の改正内容を国内法令に取り入れるために、以下の改正を行う。

### (1) 対象船舶の基準の変更(船舶設備規程及び船舶安全法施行規則の一部改正)

対象船舶の基準を「満載喫水線規則第 4 条の船の長さ」が「45m 以上」から、基本設計段階で確定される「船舶の全長」が「55m 以上」に変更する。

### (2) 双方向無線電話の性能要件の追加(船舶救命設備規則の一部改正)

双方向無線電話の要件に、落下防止用のひもが取り付けられていることを追加する。

## 3. スケジュール

公布：平成 17 年 4 月 27 日

施行：平成 18 年 7 月 1 日(一部については、平成 17 年 7 月 1 日より施行)

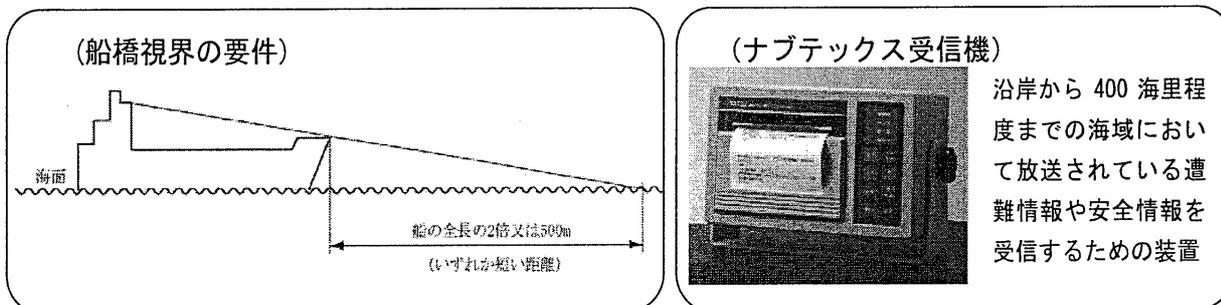
# 船橋からの視界及び船橋に設ける窓の要件を定める告示及び航海用具の基準を定める告示の一部改正について

平成17年4月  
安全基準課

## 1. 条約改正の背景

IMO(国際海事機関)のMSC(海上安全委員会)において、SOLAS条約(海上人命安全条約)附属書第5章で規定されている、船橋における視界の要件(以下「視界要件」という。)を満たさなければならないとされる船舶(以下「対象船舶」という。)の基準及び同附属書第4章のナブテックス受信機の性能要件が改正され、平成15年6月に採択された。

同附属書第5章の改正は、現在の制度では船橋視界要件対象船舶に該当するか否かが、船舶の基本設計段階ではなく建造間近になるまで確定できないという問題を解消するためのものであり、また、同附属書第4章の改正は、ナブテックス受信機の利便性を向上させるためのものである。



## 2. 告示改正の概要

条約の改正内容を国内法令に取り入れるために、以下の改正を行う。

- (1) 対象船舶の基準の変更(船橋からの視界及び船橋に設ける窓の要件を定める告示の一部改正)

対象船舶の長さの定義を「満載喫水線規則第4条の船の長さ」から、基本設計段階で確定される「船舶の全長」に変更する。

に伴い、現行の対象船舶との整合性を踏まえ、対象船舶の長さを、「45m以上の船舶」から「55m以上の船舶」に変更する。

- (2) ナブテックス受信機の性能要件の改正(航海用具の基準を定める告示の一部改正)

ナブテックス受信機における受信情報のアウトプットについて、現在は印刷装置のみ認められているが、新たに表示装置も認める。

## 3. スケジュール(予定)

公布：平成17年4月27日

施行：平成18年7月1日(ただし、航海用具の基準を定める告示については、平成17年7月1日)(いずれも条約発効日)